相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県いわき市遠野町上遠野字沢繁一六番地、最後の住所静岡県熱海市桜木町二四番一〇号　被相続人　亡　長谷川ハナ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月十九日

静岡県熱海市田原本町九番一号熱海第一ビル六階　相続財産管理人　橋本　正夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市南区唐橋經田町四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　井ノ下孝一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月十九日

京都市中京区間之町通御池西南角京ビル二号館五階　川口法律事務所

相続財産管理人　川口　直也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市下京区四条通富小路東入立売東町二一番地、最後の住所京都市左京区岩倉上蔵町一〇一番地　岩倉病院

被相続人　亡　山本　禮子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月十九日

京都市中京区丸太町通烏丸東入光リ堂町四二〇　京都インペリアルビル五階　洛新法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小嶋　敦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府舞鶴市字平野屋二一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　鷹尾　雅範

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月十九日

事務所京都府舞鶴市字円満寺一四一―二泉ビル三階

相続財産管理人　弁護士　黒木　寿

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市上京区浄福寺通中筋下る竪亀屋町二六三番地、最後の住所大阪府八尾市東山本新町一丁目四番一一号

被相続人　亡　林　保三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月十九日

大阪市中央区本町三丁目五番七号御堂筋本町ビル二階

相続財産管理人弁護士　川上　確

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府羽曳野市河原城一一〇九番地、最後の住所大阪府羽曳野市桃山台四丁目四一番地の一五　被相続人　亡　杉浦　泰久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月十九日

大阪市北区西天満六丁目一番二号千代田ビル別館三階

相続財産管理人弁護士　下村　泰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県淡路市尾崎一六〇七番地、最後の住所兵庫県西宮市仁川町四丁目五番一一号

被相続人　亡　久住　德治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月十九日

兵庫県尼崎市御園町二一番地　MG尼崎駅前ビル三階　弁護士法人ライト法律事務所

相続財産管理人　弁護士　阪田　健夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県東浅井郡浅井町大字寺師一四三番地、最後の住所兵庫県尼崎市潮江二丁目六番六号　被相続人　亡　丸山ゑつ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月十九日

兵庫県尼崎市御園町二一番地　MG尼崎駅前ビル三階　弁護士法人ライト法律事務所

相続財産管理人　弁護士　阪田　健夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府八幡市八幡平谷一番地、最後の住所奈良県奈良市秋篠早月町九番一―二〇二号

被相続人　亡　中村　隆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月十九日

奈良市登大路町三六番地大和ビル四階

相続財産管理人弁護士　吉田　恒俊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県江田島市能美町中町四九〇七番地、最後の住所広島市東区牛田東三丁目三三番六号　被相続人　亡　中本　百三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月十九日

広島市安芸区矢野東四丁目二一番三号、事務所広島市安芸区矢野西四丁目三―一〇―三〇一　相続財産管理人　今田　信明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県山県郡安芸太田町大字中筒賀五四九番地、最後の住所広島県山県郡安芸太田町大字中筒賀一三八五番地　被相続人　亡　佐々木トシコ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月十九日

事務所広島市中区基町六番七八号　リーガロイヤルホテル広島一〇階

相続財産管理人　弁護士　埋橋　和人

第42期決算公告

平成23年5月25日

北海道勇払郡安平町早来富岡254番地8

株式会社北の歓

代表取締役　野口　徹

貸借対照表の要旨

（平成23年3月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	59
	固定資産	9
	合計	68
負債及び純資産の部	流動負債	55
	株主資本	13
	資本金	10
	利益剰余金	3
	その他利益剰余金	3
	（うち当期純損失）	(3)
	合計	68

第35期決算公告　平成23年12月9日

札幌市東区北41条東1丁目1番15号

株式会社ユニテック

代表取締役　佐々木栄二

貸借対照表の要旨

（平成23年9月30日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	46,444
	固定資産	5,796
	合計	52,240
負債及び純資産の部	流動負債	16,275
	固定負債	23,298
	株主資本	12,667
	資本金	30,000
	利益剰余金	△17,333
	利益準備金	1,040
	その他利益剰余金	△18,373
	（うち当期純利益）	(240)
	合計	52,240

第93期決算公告　平成23年12月19日

北海道小樽市稲穂2丁目1番1号

株式会社新宮商行

代表取締役　坂口栄治郎

貸借対照表の要旨（平成23年9月30日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	3,755
	固定資産	7,894
	合計	11,649
負債及び純資産の部	流動負債	5,311
	固定負債	4,882
	株主資本	1,456
	資本金	250
	資本剰余金	59
	資本準備金	59
	利益剰余金	1,147
	利益準備金	62
	その他利益剰余金	1,084
	（うち当期純利益）	(91)
	合計	11,649